

問 私はA社に正社員として勤務しており事務作業に従事しています。また月に数日B社（飲食店）の厨房でアルバイトとして働いています。先日、飲食店での勤務中に床に置いてあった箱に躓



き転倒、その際に右手をついてしまい、右橈骨（うでごう）を骨折しました。主治医から1カ月ほど安静にするよう言われ、仕事をお休みすることになりましたが、労災保険の休業補償給付はどのようにされますか。A社では月給30万円、

複数事業労働者への労災保険給付

B社では月8日間（3カ月間とも）、1日6時間、時間給1500円で働いています。

答 多様な働き方を選択する方やパート労働者等で複数就業している方が増えているなど、副業・兼業を取り巻く状況の変化を踏まえ、複数事業労働者の方が安心して働くことができるような環境を整備する観点から、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第五十号）が改正され、複数事業労働者への労災保険給付が令和2年9月1日に施行されました。

算定事由発生日（負傷日）に事業主が同一でない複数の事業場で就業している場合に複数事業労働者となります。

保険給付額は、全ての就業先の賃金額を合算した額を基礎として決定します。

原則、算定事由発生日の直近の賃金締切日から前3カ月間に支払われた賃金を基礎に給付基礎日額を算定します。本件の場合、A社、B社それ

ぞれの3カ月間の賃金を3カ月間の歴日数で除した金額を合算した金額が平均賃金になり、第4日目以降、休業補償給付として給付基礎日額の60%

【給付基礎日額の計算方法】

- ▽A社 30万円×3カ月÷91日（3カ月間の歴日数）=9,890円10銭
- ▽B社 1,500円×6時間×8日×3カ月÷91日=2,373円62銭
- ▽A社+B社 9,890円10銭+2,373円62銭=12,263円72銭

給付基礎日額：12,264円

*B社の平均賃金の最低保障額は5,400円ですが、合算する場合は最低保障額の適用はしません。最低保障額の計算：

$(1,500円 \times 6時間 \times 8日 \times 3カ月) \div (8日 \times 3カ月) \times 0.6 = 5,400円$

*ただし、複数の就業先すべてにおいて労働日数が少ない場合など、各就業先の平均賃金の最低保障額が、合算後の額より高い場合は、給付基礎日額は各就業先の平均賃金の最低保障額のうち最も高い額から算出します。

休業特別支給金として給付基礎日額の20%のそれぞれ休業日数分が給付されます。

【給付基礎日額の計算方法】は別掲のとおりです。

なお、B社の仕事はできないが、A社の仕事の事務作業は可能な場合は、休業の要件を満たしておらず支給対象とはなりませんので、ご注意ください。

また、どちらかの就業先で有給休暇を使用した場合は、給付基礎日額から当日の賃金額（当該就業先の平均賃金相当額が上限）を控除して給付額の計算をします。

複数事業労働者の業務・通勤災害に係る労災保険給付額の算定方法や請求手続例等については、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご参照下さい。



厚生労働省ホームページ「労働者災害補償保険法の改正について」複数の会社等で働かれている方への保険給付が変わります。